

技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書

1 技能実習責任者の履歴書

(ふりがな)	きこう いちろう			
①氏名	機構 一郎		②生年月日	19△△年 △月 △△日
③国籍（国又は地域）	日本			
④職歴	年	月	主たる職歴	
	19××	3	〇〇大学〇〇学部卒業	
	19××	4	株式会社 □□食品入社	
	20××	××	同社 大阪工場 工場長 現在に至る	
⑤資格・免許	食品衛生責任者、英検〇級			
⑥技能実習に係る講習の受講歴	20××年××月××日 技能実習責任者講習会（××会場）			

（注意） ●技能実習責任者については、過去3年以内に技能実習責任者講習を受講している必要があります。講習を受講したことを証する書類を添付してください。

⑥は、講習を受講したことを証する書類を添付すること。

2 技能実習指導員の履歴書

(ふりがな)	きこう ろくろう			
①氏名	機構 六郎		②生年月日	19△△年 ○月 ○○日
③国籍（国又は地域）	日本			
④職歴	年	月	主たる職	
	19××	3	□□大学□□学部卒業	
	19××	4	株式会社 □□食品入社	
	20××	××	同社 業務部長 現在に至る	
⑤資格・免許	調理師、食品衛生責任者、普通自動車免許			
⑥指導する技能等の経験年数（常勤の有無）	食品加工（惣菜）職 26 年 （ ■常勤 ・ □非常勤 ）			
	職 年 （ □常勤 ・ □非常勤 ）			
⑦技能実習に係る講習の受講歴	20××年××月××日 技能実習指導員講習会（〇〇会場）			

（注意） ●技能実習指導員及び生活指導員については、実習実施者が技能実習を行わせる事業所ごとに選任してください。

●技能実習指導員は修得させる技能について、5年以上の経験を有しており、かつ技能実習を行わせる事業所に所属している常勤の役員若しくは職員であること。

●技能実習指導員については、講習受講の義務はありませんが、受講していることが望ましく、優良な実習実施者の要件の加点要素となります。

⑦は、講習を受講したことを証する書類を添付すること（受講した場合に添付）。

3 生活指導員の履歴書

(ふりがな)	きこう しちろう		②生年月日	19△△年 △月 ○○日
①氏名	機構 七郎			
③国籍（国又は地域）	日本			
④職歴	年	月	主たる職歴	
	19××	3	△△大学○○学部卒業	
	19××	4	株式会社 □□食品入社	
	20××	××	同社 総務部人事課長 現在に至る	
⑤資格・免許	日商簿記検定○級、英検○級			
⑥技能実習に係る講習の受講歴	20××年××月××日 生活指導員講習会（□□会場）			

●生活指導員については、講習受講の義務はありませんが、受講していることが望ましく、優良な実習実施者の要件の加点要素となります。

(注意)

⑥は、講習を受講したことを証する書類を添付すること（受講した場合に添付）。

次に記載する申請者の事業所における技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員に就任することを承諾するとともに、技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員が下記に掲げる任務を担うものであることを理解した上で、下記に掲げる事項について誓約します。

申請者（実習実施者）の氏名 又は名称	機構株式会社
所属事業所の名称及び所在地	機構株式会社 大阪工場 〒○○○-○○○○ 大阪府○○市○○町○-○-○
指導する技能実習の内容 ※技能実習指導員に記載。	そう菜製造業 そう菜加工作業

●技能実習指導員について、指導する技能実習の内容について記載してください。

- 技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督すること。
- 技能実習の進捗状況を管理すること。
- 以下に関する事項を統括管理すること
 - 技能実習計画の作成
 - 技能実習生が修得等をした技能等の評価
 - 法務大臣、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣若しくは機構又は監理団体（団体監理型の場合）に対する届出、報告、通知その他の手続
 - 帳簿書類の作成・保管、実施状況報告書の作成
 - 技能実習生の受入れの準備
 - 監理団体との連絡調整（団体監理型の場合）
 - 技能実習生の保護

- (8) 技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生
- (9) 国及び地方公共団体の関係機関、機構その他関係機関との連絡調整

【任務（技能実習指導員に就任する場合）】

- 1 技能実習の指導を行うこと。
- 2 技能実習の目標の達成状況を公正に確認すること。（技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の合格に係る目標の場合を除く。）

【任務（生活指導員に就任する場合）】

- 1 技能実習生の生活の指導を行うこと。
- 2 技能実習生の生活状況を把握し、技能実習生からの相談に乗るなど技能実習生が技能実習に専念できる環境づくりを行うこと。

【誓約事項】

- 1 申請者又はその常勤の役員若しくは職員であることに相違ありません。今後、該当しなくなったときは、技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の地位を退きます。
- 2 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。
- 3 技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生、監理団体（団体監理型の場合）、取次送出機関（団体監理型の場合）又は外国の準備機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。
- 4 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則について、技能実習責任者にあつては第13条（第12条第1項第2号イからハまで）、技能実習指導員にあつては第12条第1項第2号、生活指導員にあつては第12条第1項第3号（第1項第2号イからハまで）に定められている欠格事由に該当する者ではありません。今後該当するに至ったときは、直ちに上記申請者に申告するとともに、技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の地位を退きます。

20〇〇年 〇月 〇〇日 作成

技能実習責任者の氏名 機構 一郎

技能実習指導員の氏名 機構 六郎

生活指導員の氏名 機構 七郎

●技能実習指導員及び生活指導員については、複数選任する場合、別紙として履歴書部分を添付し、誓約書部分にまとめて記名してください。

（例）

技能実習責任者の氏名 機構 一郎

技能実習指導員の氏名 機構 六郎・機構 花子

生活指導員の氏名 機構 七郎・機構 和子